



フィリピン英会話研修センター

フィリピン政府英会話学校 TESDA 認定校

(登録 NTR2012130300008)

契約約款

2015年7月10日 現在

PICO Philippines Inc./フィリピン PICO Japan Inc./日本

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| A) 約款について | B) サービス内容 | C) お申込みのプロセス |
| D) 確認しておきたい免責事項 | E) 研修費用内容 | F) 契約の変更 |
| G) 契約の解除（退校処分） | H) 契約のキャンセル | I) 研修センター規則 |
| J) 宿泊規則 | | |

A) 約款について

PICO フィリピン英会話研修センターは、フィリピン政府に対し特殊技能学校として認可（TESDA）された英会話学校です。当校は、現地法人「PICO Philippines Inc.」並びに日本法人「PICO Japan Inc.」を核として成立しており、そのアグリーメントによって運営されております（以下、その全体をさして「当校」と言います）。

ここに、当校をご利用になるお客さま（研修生・留学生等）に守っていただく定め、契約条項（約款）をまとめてあります。本契約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりますが、さらに特殊要件について当該者「特約」を結ぶこともあります。

B) サービス内容

この約款では、語学研修・留学のお申込みからの諸手続、インタビューとモチベーションを高める事前学習指導、マニラ空港でのお出迎え、特別就学許可証の取得・研修・宿泊、マニラ空港へのお見送り、そしてフォローアップというプロセス全体をカバーいたします。

特にフィリピンでの海外生活では (a)空港へのお出迎え (b)宿舎へのご案内と衣食住のためのオリエンテーション (c)研修センターとその周辺のご案内と研修カリキュラムのご説明 (d)英会話研修生活 (e)空港へのお見送りという形でその全体の基本部分を全部フォローいたします。従って、当校のご利用料金もこの一切を含む形（基本部分のみ）で計算されております。その他の部分（現地実習・アクティビティ等）のお世話もしておりますので学習しながら多くの海外生活の体験を得ることができます。

当校は、英会話研修はおしゃべりすることができるということだけでなく海外の人々と文化を共有し交流するという国際人としての学習も必要であると肝に銘じております。

C) お申込みのプロセス

- 1) 当校に留学を希望する場合は、PICO Japan又はPICO Japanと契約したエージェント（以下を「当社」とします）の支給する申込書に記入・提出して頂くことから始まります。
その時点ではこの約款を良くお読みになって理解して頂きます。
- 2) その後当社はお客さまと明細について打合せ、決定を経て、その費用の請求をいたします。
- 3) 以上の請求費用のご入金をもって研修・留学の契約約款のご承認は成立したものとします。
- 4) 当校は、次のような事柄が生じる危険があるときは、当方の判断でお申込みをお断りすることがあります。
 - ・書類作成、追加質問等に不備が生じ、その後のプロセスに支障が生じる時。
 - ・当校の目的と外れた行為が見込まれる時。
 - ・当校でのキャパシティに限度が生じた時。
 - ・お客さまの健康状態を当校がフォローできないと判断した時。
 - ・フィリピン情勢が悪化し、お客さまの安全を確保できないと見られる時。
- 5) 個人情報保護方針
 - ・当校はお客さまから得た個人情報をお申込みとご連絡、研修目的の範囲内で取り扱います。
またお客さまの同意、正当な理由がある場合を除いて第三者に開示・提供はいたしません。

D) 確認しておきたい免責事項

以下の事例は、契約事項に含まれておらず当校はその損害を賠償する責任を負うものではありません。もちろんお客さまに生じたいろいろの障害については全力を尽くして安全・保全を確保する努力等はいたします。

- ・当校が提供するサービス以外の期間および区間で損害が発生した事故
- ・マニラ空港待ち合わせ場所にてフィリピン現地スタッフと初対面する以前の事故
- ・研修期間中で現地スタッフを伴わないフィリピン国内移動や宿舎等目的地までの事故
- ・研修期間中に個人的需要での購入物品・サービス関係での事故
- ・研修前後や期間中の個人的な旅行等の場合、「スタッフがお迎えし、その後の研修が終了し、空港やその他の地点にスタッフがお送りする」期間以外のお客さまの行動での事故
- ・当校規定の休日（休講）は、当社が決定・リスト化しますが、それは日曜日およびフィリピン政府が定めた祝日を考慮しております。また、新たにフィリピン政府が祝日を制定して当校が休日と決定せざるを得ない場合があります。この場合も研修は休講となり振替研修は行いません。
- ・一切の天災地変等による研修への影響、当校が管理できない不可抗力な事案については諸々の手当を講じますが、責任という意味ではそれを負うことはできません。
事例としては以下のこと等が考えられます。
 - ・地震、洪水等自然災害による被害、混乱
 - ・学校運営上支障のある人災、盗難、障害、紛失、詐欺等

- ・戦争、革命、政変、テロ、ストライキ、誘拐事件等
- ・流行病、中毒

E) 研修費用内容について

研修費用の各項目を解説いたします。金額等は別途「正規料金」等をご参照ください。

以下の費用にて、研修と基本的生活は可能であるように設計されております。

なお、お部屋タイプ等の選択等については個別の料金表をご覧ください。

1) 国内費用（研修、留学前後）

フィリピン渡航前にお客さまインタビューを実施し、独自のカリキュラムを編成します。
また、日本とフィリピンの架け橋としての諸事務をこなします。

2) 海外研修費用

- ・研修・留学費用・生活一般の基本的な事柄の一切の費用を言います。基本的な事柄とは個々人が平等に生活し研修する必要最低限の費用を指します。
- ・具体的には、送迎費用、研修に関わる費用、食事・宿泊等の費用です。
- ・この費用に含まれない事柄は5)の項にて明らかにします。

3) 出入国関連費用

- ・フィリピンでの研修・留学に必要な認可等は当校がその手続きのお世話をします。
- ・入国当初のSSP（特別就学許可証）取得費用は日本でお支払いいただきます。
当校はフィリピン出入国管理局から代理受付認可を得ております。
（登録 AAFS NO. RADJR-2012-033）。

4) テキスト作成費

- ・研修生に見合ったカリキュラムに基づいたテキストを作成します。

5) 上記に含まれない費用について

- ・当校のサービスは空港でのお出迎えからはじまり、研修後は空港にお送りします。その場合、渡航費用・空港使用料等は費用に含まれておりません。
- ・出入国関連費用SSPは日本で徴収しますが、滞在期間によってはVISA等の取得が必要になります。これは個々人の事情で金額も変動しますので海外費用項目には入りません。
- ・個人電話代等の経費は自己負担。洗濯・部屋クリーニング等は定められた範囲で無料です。
- ・現地での怪我や病気については契約病院を御紹介します。その費用は自己負担です。
- ・通常の食事ではなく、外食・特別食のご要望は自己負担です。
- ・生活上の特別要望にできる限りの対応をしますが、別料金をいただく場合もあります。
- ・フィリピンは日本と比べてインフラが充分ではありません。それに起因する障害発生の場合にはご容赦ください（ネットワーク障害発生など）。

6) 特記させていただきますが、以上の基本生活を強力にバックアップする海外保険は絶対にお入りください。その場合、病気・傷害・賠償責任については重要項目です。例えば当校では海外での傷害・疾病時に適切な病院を御紹介することができます。しかしその費用はお客さまの責任です。備えがあってこそ楽しく実のある研修があります。

当校の留学費用は週計算ではなく日割り計算です。その場合「空港でのお迎え」に関してのみ午前8時が日付変更となります。すなわち午前8時までのお迎えは前日扱いとなります。

F) 契約の変更

- 1) 天災地変や当校では管理できない特殊事項（政治的事変、国家的記念日変更、交通事情等）によって契約内容の変更・延長、施設利用規程の変更等が発生する場合があります。
またそれによって発生した費用が存在する場合、応分の負担をお願いする場合があります。
もちろんその場合、誠心誠意お互いの事情を配慮することをお約束いたします。
- 2) お客さまによる契約の変更について
変更が可能である範囲については変更をお受けします。
但し、料金負担が発生する場合は応分の負担をお願いする場合があります。

G) 契約の解除（退校処分）

- 1) 当校で示される「研修センター規則」「宿泊規則」を破り、また更正する余地のない場合には退校処分とする場合があります。
 - ・当約款・規則・当校の教育目的から大きく外れた行為で当校の品位を汚す行為。
 - ・教育の妨害、他訓練生・学生への危害・脅迫等にて当校運営を妨害する行為。
 - ・その他、当社がやむを得ないと判断する事象が発生したとき。
 - 2) 以下の場合には当社判断にて一方的（警告なし）に契約解除させていただきます。
 - ・宿舎等にて、異性の部屋への立ち入り
 - ・当研修生以外の人を承諾なしに宿舎に入れること
 - ・麻薬、大麻など法律に違反するもの、危険物等の所持
 - ・他人に対して暴力等をはたらく行為
- 以上の退校処分を受けた場合に、次項の規定に関わりなく一切の払い戻しはありません。

H) 契約のキャンセル

- ・中途契約解除（キャンセル）料金は、以下の基準に基づいて計算し返金いたします。
- ・計算基礎は「計算対象費用」の項記載の各費用の合計です。
- ・入学金、国内費用等については払い戻し対象外とします。
- ・キャンセル料金は受付後1ヶ月以内に(株)PICOJapanよりお支払いいたします。

キャンセル起算日	払い戻し基準	計算対象費用
渡航日前20日以前	計算対象費用100%	海外費用+テキスト関連費用
渡航日前15日以前	計算対象費用 90%	海外費用+テキスト関連費用
渡航日前 7日以前	計算対象費用 80%	海外費用+テキスト関連費用
渡航日前	計算対象費用 70%	海外費用+テキスト関連費用
渡航後現地研修	計算対象費用 50%×(残・滞在日数/滞在予定日数)	海外費用

- ・契約当初に「サービス割引」があった場合、キャンセル料金は正規料金（割引前金額）にて計算し、そこから正規料金の一切の割引サービス分を差し引きます。
- ・ご本人の都合での研修不参加、遅刻・欠席などは一切払い戻しの対象ではありません。
- ・本校外で起きた事由、天災地変等不可抗力事由による休講等は本校の免責事項です。
- ・前項の退学処分、契約解除については一切払い戻しの対象ではありません。
- ・ご本人の予期せぬ病気、直系親族の不幸等が起き、当社判断として研修中止とせざるを得ない場合、上表の「渡航後現地研修」の項について計算対象費用「50%」を「60%」として払い戻すこととします（要：診断書等の証明）。

I) 研修センター規則

- ・節度ある学習態度：施設内に掲示されたルール、規則等は厳守してください
- ・日本語は禁止（但し緊急時やカウンセリングタイム等では必要に応じて許可されます）
- ・他人に迷惑をかける行為を慎むこと（大きな声を出す、音楽を鳴らす等）
- ・昼休み等に外出するときは必ずスタッフに許可を得ること
- ・研修中に個人的事柄等を持ち込み、レッスンを中断、妨害する行為を慎むこと
- ・節度のある服装（ミニスカート、派手な服装、刺激的服装の自粛）とする
- ・高価な装飾品を身につけることをひかえること
- ・飲酒は絶対に禁止
- ・喫煙は決められた場所でお休み時間のみ可とする

J) 宿泊規則の基本（随時変更されます）

当校は宿舎として「高級邸宅のシェア」「コンドミニアム個室利用」「コンドミニアム2人利用」「ホテル利用」等、様々な生活様式を選択できます。
従って宿泊規則も一律ではありませんので、当校に入寮したときにオリエンテーションにてご説明します。原則的事柄は以下の通りです。

- (1) 施設内は清潔にご利用ください。：特に洗面、シャワー、トイレ等
- (2) 宿泊部屋の掃除について（無料）：週2回昼間に清掃します。
- (3) ランドリーサービス（無料）：週2回、朝に指定場所に提出。
- (4) ベッドシーツ・枕カバーの交換（無料）：毎週1回昼間に交換します。
- (5) 日本語会話の原則禁止：設定された時間内では原則的に日本語会話禁止です。
- (6) 生活・研修のタイムスケジュールに基づいて行動してください。
- (7) 所持品・貴重品管理は慎重に。それぞれの宿泊施設にて指示いたします。
- (8) 建物内、部屋内にて禁煙とします。指定された喫煙場所（ガーデン等）にてどうぞ。
- (9) 指定場所以外での飲食は不可です。施設によっては飲酒禁止の場合もあります。
- (10) 他の就寝部屋への訪問不可です。共有スペースで談話・交流してください。
宿泊部屋には午前0時までに戻りましょう。
- (11) 無断外出は禁止です。必ずスタッフに相談し許可を得てください。
シェアハウスでの門限は午後10時です。
- (12) 個人的外食は事前届出制です。特に昼食・夕食での外食はなるべく前日までにお申し出ください。
- (13) 休日等の自由行動は自己責任で
 - ・スタッフにご相談していただければ、安全かつ安価な経路等の助言をいたします。
 - ・スタッフ同行が可能ですがご相談ください。（別途同行費用が必要な場合があります）

その他

- ・部屋のキーは貸与しますので、部屋を出る際に必ず施錠・携帯してください。
- ・キーをなくした場合等の事故は、その修理代を頂く場合があります。
- ・キーを部屋に閉じ込めてしまった場合も業者依頼した場合はその料金を頂きます。
- ・宿舎内での盗難については、その状況判断によって責任を負いかねる場合があります。
- ・各部屋に当校スタッフ（ハウスキーパー）が許可無く立ち入るときがあります。
- ・部屋のエアコン・電気等付けっぱなしによる電気代については、通常利用の場合の差額負担をしていただきます。